

第9回全球エネルギー水循環プロジェクト国際会議(2024札幌)

協賛募集要項

第1 趣旨

この要項は、第9回全球エネルギー水循環プロジェクト国際会議(2024札幌)(以下「9th GEWEX」という。)の開催趣旨に賛同する企業や団体、個人(以下「企業等」という。)が、9th GEWEXに協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

第2 協賛

1 協賛区分

この要項において協賛とは、企業等が第9回全球エネルギー水循環プロジェクト国際会議札幌実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対して行う次に掲げる協賛行為をいう。

・ 金銭提供

9th GEWEXの準備及び運営等に要する金銭(以下「協賛金」という。)の提供

2 協賛単位

協賛金の提供については、原則として、10万円を1口とする。

3 協賛内容

協賛金以外の協賛の内容については、協賛を申し込もうとする企業等(以下「申込者」という。)と実行委員会とが協議し決定するものとする。

第3 申込受付期間

協賛の申込みを受け付ける期間は、令和6年6月30日までとする。

第4 協賛の申込等

1 協賛金

申込者は、あらかじめ「9th GEWEX 協賛申込書」(別記様式第1-1号。以下「申込書」という。)を実行委員会委員長に提出するものとする。ただし、専用の振込用紙を使用する場合及び実行委員会委員長が提出の必要がないものと認めた場合、申込書の提出を省略することができるものとする。

2 申込書の受理

実行委員会委員長は、第4の1の申込書の提出があった場合であって、第8の1のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに申込書を受理するとともに、実行委員会は「9th GEWEX 協賛申込受理通知書」(別記様式第2号)により受理した旨を通知するものとする。

第5 協賛金の納付等

1 納付方法

協賛金の申込者は、原則として、実行委員会が指定する金融機関の口座へ令和6年6月30日までに納付するものとする。なお、振込み手数料は申込者の負担とする。

2 領収書

実行委員会は協賛金受領後、速やかに実行委員会委員長名の領収書を発行するものとする。

第6 協賛の特典等

1 協賛の特典

協賛を行った者(以下「協賛者」という。)のうち、協賛金の提供を行った者への特典は、別表1「協賛者特典一覧表」(以下「特典一覧」という。)のとおりとする。

2 複数協賛

企業等が複数回協賛した場合は、その合計金額に応じた特典とする。

3 特典の追加

実行委員会は、特典一覧のほか、必要に応じ、協賛者の特典を追加することができるものとする。

4 特典譲渡の禁止

企業等は、提供された特典を第三者に移転又は譲渡してはならない。

ただし、あらかじめ書面により実行委員会の承諾を得た場合は、この限りでない。

第7 協賛金の使途

協賛は、その全てを実行委員会が企画する「9th GEWEX」の開催(会期前後に行われる関連行事等を含む)に向けた準備・運営のために活用する。

第8 協賛の不受理等

1 協賛の不受理

実行委員会委員長は、申込者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛を受理しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 役員等(協賛を申し出た企業等が個人である場合にはその者を、協賛を申し出た者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの申込をする事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (3) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (4) 役員等が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 法令等及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (8) 9th GEWEXの開催理念等の趣旨に反し、又は9th GEWEXの品位を損ない、あるいは9th GEWEXの正しい理解を妨げるおそれがあるとき。
- (9) その他実行委員会が不相当と判断するとき。

2 協賛の取消

実行委員会委員長は、協賛者が、その後、第8の1のいずれかに該当するに至った場合又は該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金及び協賛物品を返戻する。

3 不受理または取り消しにおける取扱

協賛を申し出た企業等は、第1項の規定による協賛申込の不受理または前項の規定による取り消しを受けた場合であっても、その損害の賠償を実行委員会に請求することができない。

第9 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

附則

この要項は、令和5年11月1日から施行する。

【問い合わせ先・申込書提出先】

宛先：第9回全球エネルギー水循環プロジェクト国際会議 札幌実行委員会
(事務局 北海道大学大学院工学研究院 山田朋人研究室)

メール：contact_gewex2024@eng.hokudai.ac.jp

【別表1】 協賛者特典一覧表

	カテゴリー	ダイヤモンド	エメラルド	サファイア	クリスタル
	協賛区分	200 万円以上	100 万円以上	50 万円以上	10 万円以上
1	9th GEWEX 日本語ウェブページへの社名 or ロゴ	○	○	○	○
2	会場内案内板での社名 or ロゴの掲出	○ (サイズ大)	○ (サイズ大)	○ (サイズ小)	○ (サイズ小)
3	9th GEWEX イベント名称・ロゴの使用権	○	○	○	○
4	9th GEWEX 参加証 (ID) の発行	5 名	3 名	2 名	—
5	会場 PR スペース (ブース) の設置	先着 7 社	—	—	—
6	開催報告書の送付	○	○	○	○

- ※ 上記特典内容については、9th GEWEX 開催に向けた準備状況により変更になる場合があります。変更を要する場合は、変更後の特典内容は協議のうえ決定いたします。
- ※ その他、協賛企業様との個別協議により、本表により定めたもの以外の特典を設けることがあります。
- ※ なお、準備の都合上、協賛特典について期限がございます。
 特典1の社名 or ロゴについては、協賛申込みが令和6年4月末を過ぎた場合は、特典を受けられない場合があります。
 特典5の会場 PR スペース (ブース) については、協賛申込みが令和6年1月末を過ぎた場合は、特典を受けられない場合があります。

第9回全球エネルギー水循環プロジェクト国際会議 (2024札幌) 協賛申込書

令和 年 月 日

第9回全球エネルギー水循環プロジェクト国際会議

札幌実行委員会

委員長 山田 朋人 様

住所又は所在地

企業・団体等の名称

代表者名 (職・氏名)

第9回全球エネルギー水循環プロジェクト国際会議 (2024札幌) 協賛募集要項第 4 の 1 に基づき、以下のとおり申し込みます。

記

1 協賛内容 金銭提供

2 協賛の内容

金額	金	円	入金予定	年	月	日
----	---	---	------	---	---	---

3 連絡先

所属		担当者 職・氏名	
電話		F A X	
メール			

* 申込書の提出は、contact_gewex2024@eng.hokudai.ac.jp 宛てにメールでお願いします。